

特定国立研究開発法人による研究開発等を促進するための基本的な方針
(平成 28 年 6 月 28 日閣議決定) (抄)

第二 特定国立研究開発法人による研究開発等の促進に関して政府が講ずべき措置に関する基本的な事項

2. 特定法人制度及び関連制度に係る措置等に関する事項

(2) 中長期目標の設定

主務大臣が特定法人に指示する中長期目標については、通則法により、すべての独立行政法人に対する指針である「独立行政法人の目標の策定に関する指針」及び特措法第 5 条第 1 項により基本方針に基づき策定する。

主務大臣は、特定法人の自主性及び自律性を最大限尊重した上で、特定法人による研究開発等の特性に配慮した大局的観点からの目標を示すこととし、国家戦略との連動性を高める観点から総合科学技術・イノベーション会議の関与が強化されていることに鑑み、特措法第 5 条第 2 項で読み替えられる通則法第 35 条の 6 第 7 項等に基づく特定法人の業績評価の結果等に係る総合科学技術・イノベーション会議及び独立行政法人評価制度委員会の意見を次期中長期目標に適切に反映する。

具体的には、評価の結果等に係る総合科学技術・イノベーション会議、独立行政法人評価制度委員会の意見を考慮した上で、法人独自の創意工夫を促しつつ、国家戦略を遂行するとともに、世界最高水準の研究開発の成果創出を目指すほか、「橋渡し」の牽引役として相応しい内容とする。さらに、特定法人は、激しい国際競争の中で世界最高水準の成果を創出することが求められることから、業務運営の効率化を図るだけでなく、業務運営の改善を図り、その質を高めていくことが必要であることに鑑み、中長期目標の記載事項の一つとして業務運営の改善に関する事項を明記することとしている。

このため、特定法人の中長期目標は、基本方針第三に示した事項に加え、各特定法人における使命や研究開発の内容等に応じて、例えば、以下のことについても十分考慮したものとすることが望ましい。

- 目標を定める際には、各特定法人の特性を考慮しつつ、科学技術基本計画、科学技術イノベーション総合戦略等の国家戦略における目標等を参照しつつ、他の国立研究開発法人に先駆けて、より高い水準で当該目標等の達成に貢献すること。

- 国際的に卓越した人材の適切な処遇、世界最高水準の研究開発業務を支える研究環境の整備・研究支援者等の確保と育成をはじめとした業務運営の改善について、各特定法人独自の創意工夫を促すこと。
- 世界最高水準の研究開発成果の創出並びにその普及及び実用化の促進を図るため、知財マネジメントを適切に行いつつ、大学と民間企業等の橋渡し役として、オープンイノベーションの実践や、国際標準化活動等の推進に取り組むこと。

（３）業務実績評価の在り方

主務大臣による特定法人の業務実績評価については、通則法に基づき、すべての独立行政法人に対する指針である「独立行政法人の評価に関する指針」に基づき、また、特定法人による研究開発等の特性に配慮しながら実施する。

総合科学技術・イノベーション会議は、府省横断的な我が国全体の見地から、特定法人が世界最高水準の研究開発の成果の創出並びにその普及及び活用の促進を適切に実施しているかについて、主務大臣が行う業務実績評価の結果を参照し、我が国全体の科学技術イノベーション政策との整合性、産学官連携や成果の社会実装に向けた取組の実効性、といった観点から特措法附則第５条に基づく検討を行うとともに、その結果について、科学技術イノベーション政策へ適時適切に反映させるほか、必要に応じて研究開発に係る評価等に関する指針類の見直しを行う。加えて、特定法人が、自主性及び自律性を発揮しつつ、世界最高水準の研究開発の成果の創出に向けて、挑戦的な研究開発に果敢に取り組む観点からは、研究開発等の特性を十分に考慮した評価が行われるべきである。なお、評価の実施にあたっては、特定法人における負担が過大なものとならないよう配慮する必要がある。

第四 その他特定国立研究開発法人による研究開発等の促進に関し必要な事項

（２）各政府関係機関の協調体制の構築

特定法人制度の運用にあたっては、総合科学技術・イノベーション会議、独立行政法人評価制度委員会、各省の国立研究開発法人審議会、特定法人所管官庁、制度官庁、財政当局、等の各政府関係機関が、特定法人に対して縦割りで各々の責務の部分最適化を追求することなく、特定法人による研究開発等の促進のために緊密に連携して対応していくことが必要である。各政府関係機関は、特定法人の研究開発等の促進、研究開発成果の最大化、適正、効果的かつ効率的な業務運営に資するよ

う、特定法人の自主性・自律性を尊重しつつ、各々の責務の適正な遂行に努めなければならない。

なお、特定法人の中長期目標の策定等にあたり、総合科学技術・イノベーション会議と独立行政法人評価制度委員会の役割分担について以下のとおりとする。

- 総合科学技術・イノベーション会議は、我が国全体の科学技術イノベーション政策の司令塔として、府省横断的な我が国全体の見地から、主務大臣による中長期目標及び見込評価、中長期目標終了時の検討・措置において科学技術基本計画、科学技術イノベーション総合戦略等の国家戦略と連動しているかについて確認する。
- 独立行政法人評価制度委員会は、独立行政法人制度に係る政府で唯一の第三者機関として、中立かつ公平な立場で、主務大臣による中長期目標の策定、評価、中長期目標終了時の検討・措置について、客観性を担保し政府全体としての整合性を確保する観点から点検を行う。特に目標策定及び業務実績評価について、総務大臣が策定する目標・評価指針に沿ったものであるかについて点検するなど、府省横断的に客観性、中立性、公正性の視点から具体性、適切性の点検を行う。

独立行政法人環境再生保全機構 第3期中期目標変更（案）新旧対照表

第3期中期目標（変更案）	第3期中期目標（現行）
【組織の変遷】 独立行政法人環境再生保全機構（以下「機構」という。）は、環境事業団と公害健康被害補償予防協会を統合して、良好な環境の創出その他の環境の保全を図り、もって現在及び将来の国民の健康で文化的な生活の確保に寄与するとともに人類の福祉に貢献することを目的に平成16年4月に設立された独立行政法人である。 その後、平成18年に石綿による健康被害の救済等の業務を追加しており、現在、機構では、公害に係る健康被害の補償及び予防、民間団体が行う環境の保全に関する活動の支援、ポリ塩化ビフェニル（以下「PCB」という。）廃棄物の処理の円滑な実施の支援、最終処分場の維持管理積立金の管理、石綿による健康被害の救済等、公害問題から地球環境問題までの幅広い業務を実施している。 <u>また、平成28年10月から研究機関の能力を活用して行う環境の保全に関する研究及び技術開発等の業務を追加して実施することとなった。これは、今後5年間で取り組むべき環境研究・技術開発の重点課題やその効果的な推進方策を提示した「環境研究・環境技術開発の推進戦略について（平成27年8月20日中央環境審議会答申）」（以下「推進戦略」という。）において、環境省本省で行っていた競争的資金である環境研究総合推進費（以下「推進費」という。）について、研究成果の最大化や効率的な運営体制の構築が求められたことや、研究開発システムの改革の推進等による研究開発能力の強化及び研究開発等の効率的推進等に関する法律（平成20年法律第63号）等において、競争的資金を含む公募型研究開発に係る業務の独立行政法人への移管等を通じて、弾力的な運用等その効率的な運用を図ることが求められていたことから、平成28年4月、独立行政法人環境再生保全機構法の一部が改正され、機構が推進費の配分業務等を実施することになったことによる。</u>	【組織の変遷】 独立行政法人環境再生保全機構（以下「機構」という。）は、環境事業団と公害健康被害補償予防協会を統合して、良好な環境の創出その他の環境の保全を図り、もって現在及び将来の国民の健康で文化的な生活の確保に寄与するとともに人類の福祉に貢献することを目的に平成16年4月に設立された独立行政法人である。 その後、平成18年に石綿による健康被害の救済等の業務を追加しており、現在、機構では、公害に係る健康被害の補償及び予防、民間団体が行う環境の保全に関する活動の支援、ポリ塩化ビフェニル（以下「PCB」という。）廃棄物の処理の円滑な実施の支援、最終処分場の維持管理積立金の管理、石綿による健康被害の救済等、公害問題から地球環境問題までの幅広い業務を実施している。

第3期中期目標（変更案）	第3期中期目標（現行）
【第2期中期目標期間の実績】 （略） 【環境行政が抱える諸課題と基本的施策の方向性】 （略） 【機構が所掌する事務事業を取り巻く現状等】 機構は、<u>環境政策の実施機関</u>である独立行政法人として、公害問題から地球環境問題までの多岐に渡る事務事業を実施してきたところであるが、上記のような環境行政が置かれた状況の変化やニーズの高まりを念頭に置きつつ、現在、機構が所掌する事務事業を取り巻く現状を、以下のとおり十分に認識した上で、引き続き、各事務事業を効率的かつ効果的に推進する必要がある。 1. 公害健康被害補償業務 （略） 2. 公害健康被害予防事業 （略） 3. 地球環境基金業務 （略） 4. PCB廃棄物処理基金による助成業務 （略） 5. 維持管理積立金の管理業務 （略） 6. 石綿健康被害救済業務 （略）	【第2期中期目標期間の実績】 （略） 【環境行政が抱える諸課題と基本的施策の方向性】 （略） 【機構が所掌する事務事業を取り巻く現状等】 機構は、<u>研究開発を除く環境行政の唯一の実施機関</u>である独立行政法人として、公害問題から地球環境問題までの多岐に渡る事務事業を実施してきたところであるが、上記のような環境行政が置かれた状況の変化やニーズの高まりを念頭に置きつつ、現在、機構が所掌する事務事業を取り巻く現状を、以下のとおり十分に認識した上で、引き続き、各事務事業を効率的かつ効果的に推進する必要がある。 1. 公害健康被害補償業務 （略） 2. 公害健康被害予防事業 （略） 3. 地球環境基金業務 （略） 4. PCB廃棄物処理基金による助成業務 （略） 5. 維持管理積立金の管理業務 （略） 6. 石綿健康被害救済業務 （略）

第3期中期目標（変更案）	第3期中期目標（現行）
<u>7. 環境研究総合推進業務</u> <u>環境研究・技術開発は、持続可能な社会の構築に必要なグリーン・イノベーションの基礎を成すものであり、推進戦略では、推進費の更なる成果をあげるため、より専門性の高い運営体制の構築や研究成果を最大化するための運営体制の効率化が望まれている。</u> <u>具体的には、研究者への助言や進捗管理の体制の強化、予算の弾力的な執行等による研究者にとっての利便性の向上や、審査・評価等の業務の効率化が図られるような体制の構築が求められている。</u> <u>8. 債権管理回収業務</u> （略） 【機構の必要性とその役割】 （略） 【機構が目指すべき姿】 機構は、これまで、公害問題から地球環境問題までの多岐に渡る業務を迅速かつ適切に行ってきた実績を有しており、毎年度の業務実績評価においても一定の評価がなされてきたところである。 今後とも、前項で示した機構が担うべき役割の重要性を十分認識しつつ、これまで培ってきた知見や経験を最大限活かしながら、業務をより効率的かつ効果的に実施するなどして業務に邁進していくことが求められる。 他方、環境行政に求められる期待と役割は益々大きなものとなっており、環境行政の中核を担う環境省の業務も年々拡大の一途を辿っている中、「効率的で質の高い行政」を実現していくためには、業務の一部を、可能なものについては外部の実施機関にアウトソーシングするなど、業務の実施体制の	<u>7. 債権管理回収業務</u> （略） 【機構の必要性とその役割】 （略） 【機構が目指すべき姿】 機構は、これまで、公害問題から地球環境問題までの多岐に渡る業務を迅速かつ適切に行ってきた実績を有しており、毎年度の業務実績評価においても一定の評価がなされてきたところである。 今後とも、前項で示した機構が担うべき役割の重要性を十分認識しつつ、これまで培ってきた知見や経験を最大限活かしながら、業務をより効率的かつ効果的に実施するなどして業務に邁進していくことが求められる。 他方、環境行政に求められる期待と役割は益々大きなものとなっており、環境行政の中核を担う環境省の業務も年々拡大の一途を辿っている中、「効率的で質の高い行政」を実現していくためには、業務の一部を、可能なものについては外部の実施機関にアウトソーシングするなど、業務の実施体制の

第3期中期目標（変更案）	第3期中期目標（現行）
効率化も求められている。 このため、独立行政法人として、<u>環境政策の実施機関</u>である機構においては、こうしたニーズにも適切に応えられるよう、現行の資金の確保・運用・分配能力をさらに発展させるなど、法人全体の施策実施能力をより高めつつ、積極的にその対応の検討を行っていくことが求められる。 I. 中期目標の期間 (略) II. 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項 (略) <公害健康被害補償業務> (略) <公害健康被害予防事業> (略) <地球環境基金業務> (略) <PCB廃棄物処理基金による助成業務> (略) <維持管理積立金の管理業務> (略) <石綿健康被害救済業務> (略)	効率化も求められている。 このため、独立行政法人として、<u>研究開発を除く環境政策の唯一の実施機関</u>である機構においては、こうしたニーズにも適切に応えられるよう、現行の資金の確保・運用・分配能力をさらに発展させるなど、法人全体の施策実施能力をより高めつつ、積極的にその対応の検討を行っていくことが求められる。 I. 中期目標の期間 (略) II. 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項 (略) <公害健康被害補償業務> (略) <公害健康被害予防事業> (略) <地球環境基金業務> (略) <PCB廃棄物処理基金による助成業務> (略) <維持管理積立金の管理業務> (略) <石綿健康被害救済業務> (略)

第3期中期目標（変更案）	第3期中期目標（現行）
<u>＜環境研究総合推進業務＞</u> <u>地球温暖化の防止、循環型社会の実現、自然環境との共生、環境リスク管理等による安全の確保など、持続可能な社会の実現に向けた環境政策の推進にとって不可欠な科学的知見の集積及び技術開発の促進を目的として、環境分野のほぼ全領域にわたる研究及び技術開発等（エネルギー起源CO₂の排出抑制に資する研究及び技術開発に係るものを除く。）を実施する推進費の研究成果の最大化に向けた事業の高度化、効率化に資するため、次の取組を実施する。</u> <u>1. 環境の保全に関する研究及び技術開発等の実施</u> <u>（1）行政ニーズに立脚した戦略的な研究及び技術開発等の推進</u> <u>推進戦略に基づき、統合的かつ長期的な計画のもと、先導的な研究成果を挙げることを目的とする「戦略的研究開発領域分野」のプロジェクト研究（以下「戦略プロジェクト」という。）及び環境問題の解決に資する「環境問題対応型研究領域等分野」の研究及び技術開発等（以下「個別研究課題」という。）について、環境省の提示する行政ニーズに基づき、他の研究機関を活用して研究及び技術開発等を推進する。</u> <u>研究及び技術開発等の推進に当たっては、環境省の行政ニーズを提示して公募を実施し、申請件数が業務移管前の水準を上回るべく、採択件数の4倍を超える申請件数を確保するなど、広く研究者からの提案を募る。</u> <u>（平成28年度新規課題：4.22倍、平成27年度新規課題：3.79倍、平成26年度新規課題：3.63倍）</u>	

第3期中期目標（変更案）	第3期中期目標（現行）
<u>（2）外部委員の評価による透明かつ公平で効率的な制度の運営</u> <u>環境省が設置する環境研究企画委員会及び機構が設置する環境研究・環境行政に係る外部有識者により構成される委員会の意見を踏まえて、機構が研究部会等の設置及び専門的な知見に基づいた公正な評価を行うとともに、行政ニーズが研究課題や計画に的確に反映されているかなどについて確認するため、環境省の政策実務担当者が機構の設置する委員会、研究部会等における研究課題の審査・評価等に参画する。審査・評価結果については、環境省が設置する環境研究企画委員会へ報告する。</u> <u>また、研究期間が3年以上の課題については、中間評価を実施し、その結果を進捗管理や研究計画に的確に反映させる。</u> <u>事後評価においては、上位2段階の評価を獲得した課題数の割合が業務移管前の直近5年間の実績の平均値を上回り、さらに60%以上となることを目指す。</u> <u>【難易度：高】</u> <u>直近5年間の事後評価において、上位2段階の評価を獲得した課題数の割合は平均50.3%に留まっており、目標達成は容易でないことから、難易度は高い。</u> <u>（3）研究成果の普及及び活用の促進</u> <u>推進費に係る研究成果の環境政策等への貢献を図るため、環境省と緊密に連携し、研究途中段階において、環境省の政策実務担当者と研究者が情報共有する仕組みを充実させるとともに、環境省が実施する追跡評価結果等を踏まえて、研究成果を環境政策等へ一層反映させるための取組の検討を行う。</u>	

第3期中期目標（変更案）	第3期中期目標（現行）
<u>また、全ての研究課題について研究成果報告書をウェブサイト等に情報公開するとともに、研究成果発表会のほか、研究者に対して、学会や論文等で積極的に情報発信することを勧奨するなど、研究成果の普及及びその活用の促進を図る。</u> <u>2. 効率的、効果的な研究及び技術開発等の推進</u> <u>（1）予算の弾力的な執行による利便性の向上</u> <u>運営費交付金化により、複数年度契約方式を採用するなど予算の弾力的な執行による利便性の向上を図り、事業の効果的、効率的な実施を図る。</u> <u>【重要度：高】</u> <u>推進戦略では、研究成果の最大化を図るための運営体制として、予算の弾力的な運用による利便性の向上等を図ることが求められており、重要度が高い。</u> <u>（2）研究者への助言等の支援の強化</u> <u>環境行政におけるニーズに合致し、環境政策に活用できる研究成果を得るため、環境省と協議の上、十分な研究経歴を有する専門家であるプログラム・オフィサーを活用して十分な体制を構築するとともに、環境省の政策実務担当者及びプログラム・ディレクターと連携して、研究課題に対する管理体制の強化を図る。</u> <u>（3）研究費の適正な執行等</u> <u>弾力的な資金配分を行いつつ、公正かつ適正な実施の確保を図るため、府省共通研究開発管理システム（e-Rad）等を活用し、研究費の</u>	

第3期中期目標（変更案）	第3期中期目標（現行）
<u>不合理な重複や過度の集中を排除する。</u> <u>また、近年、問題化している研究費の不適正な執行及び研究不正の防止を図るため、研究機関における研究費の管理・執行体制について現地等で確認を新規に行うとともに、研究費の取扱いに関する会計説明会を新規に実施し、ルール周知徹底や啓発を図る。</u> Ⅲ. 業務運営の効率化に関する事項 1. 組織運営（略） （1）業務実施体制の見直しの検討（略） （2）内部統制の<u>推進</u> <u>①内部統制に係る体制の整備</u> <u>「独立行政法人の業務の適正を確保するための体制等の整備について（平成26年11月28日総管査第322号。総務省行政管理局長通知）」に基づき、業務方法書に記載した事項の運用を確実に行うとともに、「内部統制基本方針」及び関連規程に基づき、業務の効率化との両立に配慮しつつ、内部統制推進委員会の設置、毎年度の内部統制を推進するための計画の策定、モニタリング体制の整備など、内部統制システムの整備・運用を推進する。また、全職員を対象に内部統制に関する研修を実施するなど、職員の意識向上を積極的に進める。内部統制の推進に係る取組は、第三者を含めた委員会等において確認し、あわせて監事による内部統制についての評価を実施する。</u> <u>②コンプライアンスの推進</u> 役職員の法令遵守、管理職員の権限を明確にするなど、業務の適正な執行等の徹底を図るため、<u>各部門の業務が法令に沿って行われていることの不断の点検を行い</u>、コンプライアンスを実践するため	Ⅲ. 業務運営の効率化に関する事項 1. 組織運営（略） （1）業務実施体制の見直しの検討（略） （2）内部統制の<u>強化</u> 役職員の法令遵守、管理職員の権限を明確にするなど、業務の適正な執行等の徹底を図るため、コンプライアンスを実践するための手引き書である「コンプライアンス・マニュアル」等を随時見直し、職員に対する研修を計画的に実施するとともに、内部監査結果等について、業務運営への確に反映させるなど、<u>内部統制の強化を図ること。</u> <u>あわせて、情報セキュリティポリシー規程等に従い適切な情報セキュリティレベルを確保すること。</u> <u>また、第三者を含めた委員会等により、内部統制の運用状況等を確認し、あわせて監事による内部統制についての評価を実施すること。</u>

第3期中期目標（変更案）	第3期中期目標（現行）
の手引書である「コンプライアンス・マニュアル」を随時見直し、職員に対する研修を計画的に実施するとともに、内部監査結果等について、業務運営への確に反映させるなど、<u>コンプライアンスの徹底を図る。</u> <u>③リスク管理のための体制整備</u> <u>業務実施の障害となる要因を事前にリスクとして識別、分析及び評価し、適切な対応を図るための体制等を整備する。</u> <u>また、緊急時における業務継続実施体制を整備する。</u> <u>④情報セキュリティ対策等の推進</u> <u>情報セキュリティ対策については、「サイバーセキュリティ戦略（平成27年9月4日閣議決定）」等の政府の方針を踏まえ、情報セキュリティポリシー規程等に従い、適切な情報セキュリティレベルを確保する。また、情報の公開及び個人情報の保護については、「独立行政法人等の保有する情報公開に関する法律（平成13年法律第140号）」及び「独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第59号）」に基づき、適切に対応するとともに、職員への周知徹底を図る。</u> 2. 業務運営の効率化 （1）経費の効率化・削減等 一般管理費及び業務経費について、業務運営の効率化を進め、以下の効率化・削減等を図ること。 ①一般管理費 一般管理費（人件費<u>及び特殊要因に基づく経費</u>を除く。）について、本中期目標期間の最終年度において第3期中期目標の初年度	2. 業務運営の効率化 （1）経費の効率化・削減等 一般管理費及び業務経費について、業務運営の効率化を進め、以下の効率化・削減等を図ること。 ①一般管理費 一般管理費（人件費を除く。）について、本中期目標期間の最終年度において第3期中期目標の初年度（平成26年度）比で6.5%を

第3期中期目標（変更案）	第3期中期目標（現行）
（平成26年度）比で6.5%を上回る削減を行うこと。 ②業務経費 公害健康被害補償業務、地球環境基金業務、PCB廃棄物処理基金による助成業務、維持管理積立金の管理業務、<u>環境研究総合推進業務</u>、承継業務のうち補償給付費等の法令に基づく義務的な経費以外の運営費交付金を充当する業務経費（人件費、<u>競争的資金</u>及び特殊要因に基づく経費を除く。）及び石綿健康被害救済関係経費に係る業務経費（人件費、石綿健康被害救済給付金及び特殊要因に基づく経費を除く。）について、本中期目標期間の最終年度において第3期中期目標期間の初年度（平成26年度）比で4%を上回る削減を各勘定で行うこと。 ③人件費等 （略） （2）随意契約の見直し （略） 3. 業務における環境配慮 （略） IV. 財務内容の改善に関する事項 （略） V. その他の業務運営に関する重要事項 （略）	上回る削減を行うこと。 ②業務経費 公害健康被害補償業務、地球環境基金業務、PCB廃棄物処理基金による助成業務、維持管理積立金の管理業務、承継業務のうち補償給付費等の法令に基づく義務的な経費以外の運営費交付金を充当する業務経費（人件費及び特殊要因に基づく経費を除く。）及び石綿健康被害救済関係経費に係る業務経費（人件費、石綿健康被害救済給付金及び特殊要因に基づく経費を除く。）について、本中期目標期間の最終年度において第3期中期目標期間の初年度（平成26年度）比で4%を上回る削減を各勘定で行うこと。 ③人件費等 （略） （2）随意契約の見直し （略） 3. 業務における環境配慮 （略） IV. 財務内容の改善に関する事項 （略） V. その他の業務運営に関する重要事項 （略）